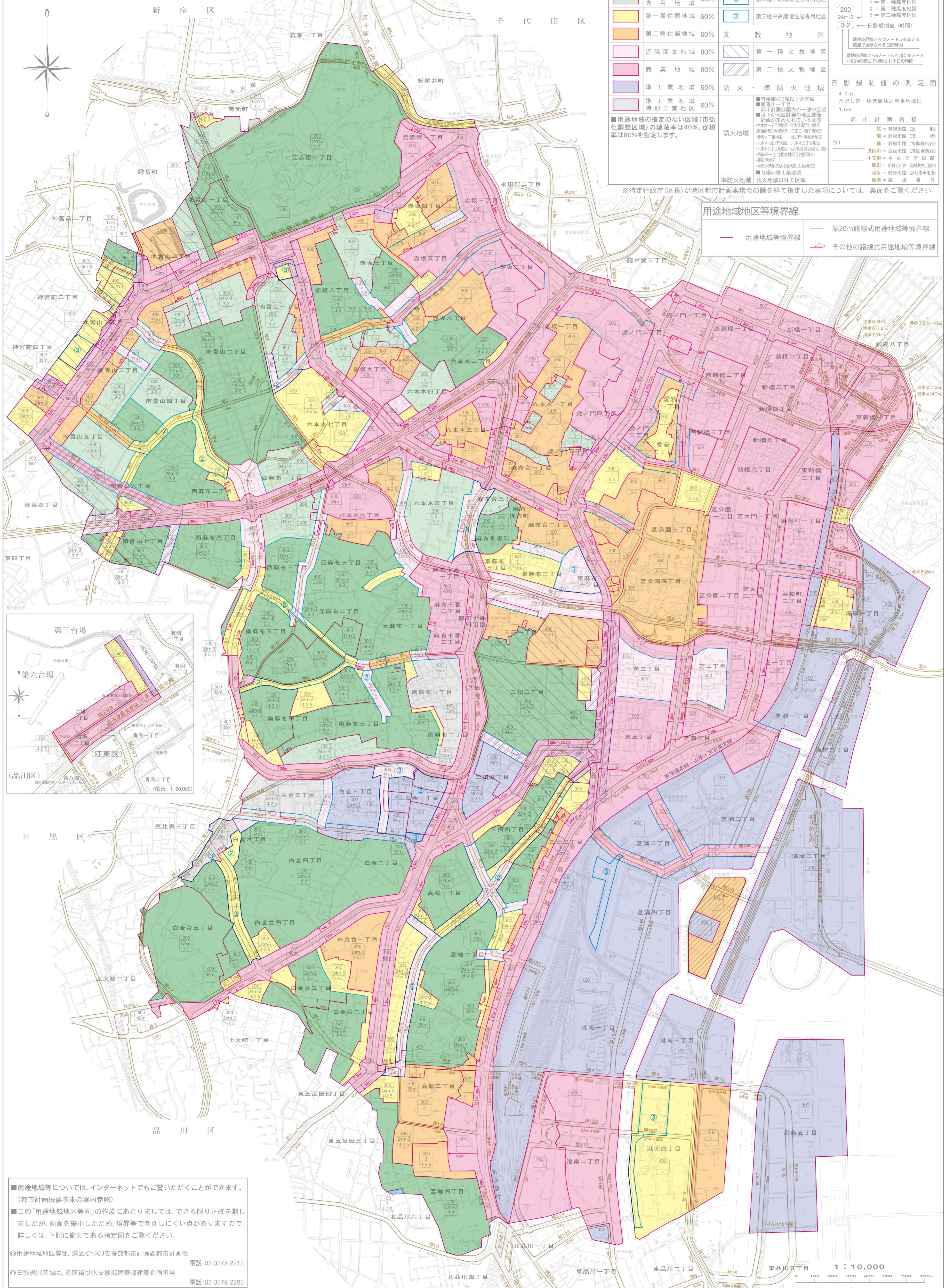


# 港区用途地域地区等図

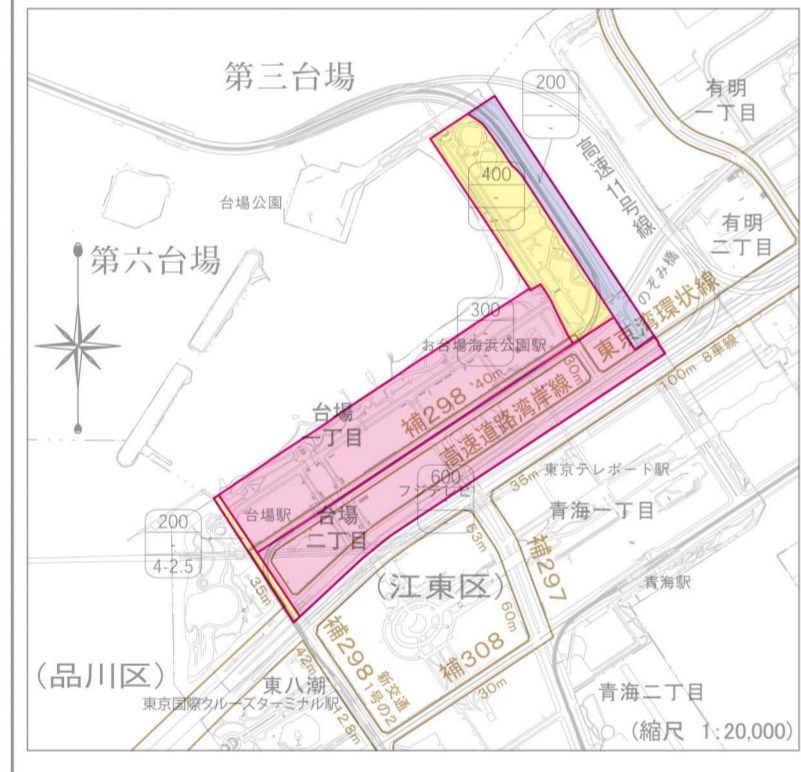
令和5年(2023年)4月現在

凡 例			
用途地域地区	建蔽率	高層住居誘導地区	容積率・高度地区・日影規制値
第一種低層住居専用地域(絶対高さ制限10m)	60%	高層住居誘導地区	容積率(%)
第一種中高層住居専用地域	60%	中高層階住居専用地域	高度地区(絶対高さ)
第二種中高層住居専用地域	60%	② 第二種中高層階住居専用地域	○m=絶対高さ
第一種住居地域	60%	③ 第三種中高層階住居専用地域	1=第一種高度地区
第二種住居地域	60%	文教地区	2=第二種高度地区
近隣商業地域	80%	第一種文教地区	3=第三種高度地区
商業地域	80%	第二種文教地区	←日影規制値(時間)
準工業地域	60%	防火・準防火地域	敷地境界線から10メートル以上を越える範囲で規制される日影時間
準工業地域	60%	防火地域	敷地境界線から5メートルを超え10メートル以内の範囲で規制される日影時間
準工業地域	60%	準防火地域	防火地域以外の区域
■用途地域の指定のない区域(市街化調整区域)の建蔽率は40%、容積率は80%を指定します。			

※特定行政庁(区長)が港区都市計画審議会の議を経て指定した事項については、裏面をご覧ください。



用途地域地区等境界線	
用途地域等境界線	幅20m路線式用途地域等境界線
	その他の路線式用途地域等境界線



■用途地域等については、インターネットでもご覧いただくことができます。  
(都市計画概要巻末の案内参照)

■この「用途地域地区等図」の作成にあたりましては、できる限り正確を期しましたが、図面を縮小したため、境界等で判別しにくい点がありますので、詳しくは、下記に備えてある指定図をご覧ください。

◎用途地域地区等は、港区街づくり支援部都市計画課都市計画係  
電話:03-3578-2215

◎日影規制区域は、港区街づくり支援部建築課建築企画担当  
電話:03-3578-2285